

区分	減額割合	限度面積
居住用宅地	80%	330m ²
事業用宅地	80%	400m ²
貸付事業用宅地	50%	200m ²

(注1) 事業用宅地と居住用宅地とを併用する場合には、それぞれの限度面積まで適用可能(最大で合計730m²)。また、貸付事業用宅地と事業用又は居住用宅地とを併用する場合には、貸付用宅地の限度面積200m²に換算した範囲内で、事業用又は居住用宅地にも適用可能。

(注2) 宅地の取得者の区分に応じて、申告期限まで居住や事業の継続・宅地の保有継続などの要件を満たすことが必要。